

***** 瑞穂市国民保護計画について *****

《 武力攻撃災害等から国民の生命、身体及び財産を保護するために 》

武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置を実施するにあたり、瑞穂市では、現在「瑞穂市国民保護計画」を作成しています。この計画の概要は次のとおりです。

武力攻撃事態

我が国に対する外部からの武力攻撃については、以下の4つの類型が想定されています。

着上陸侵攻



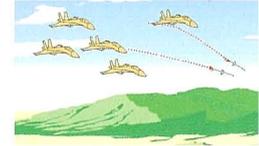
ゲリラ・特殊部隊



弾道ミサイル



航空攻撃



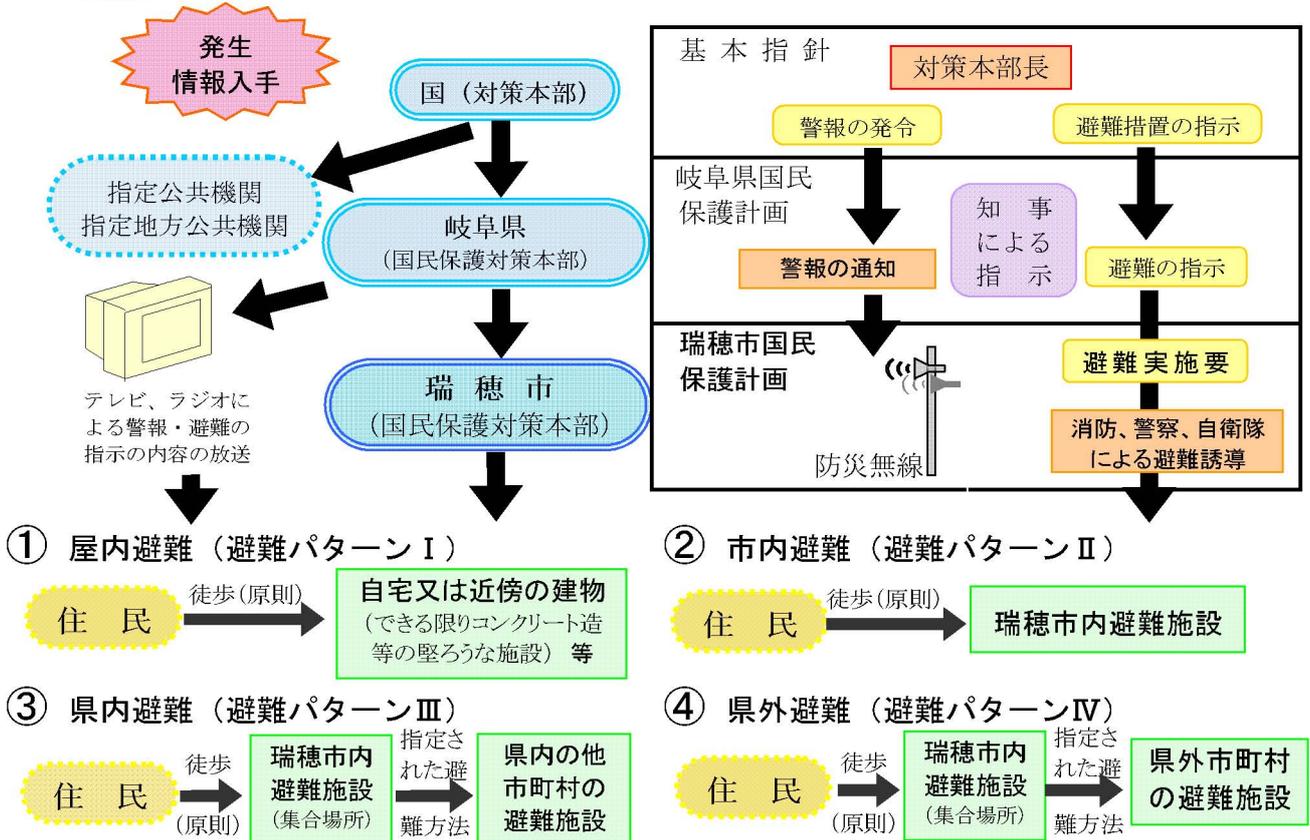
緊急処理事態

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃（燃料貯蔵施設の爆破等）
- ② 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃（駅や列車の爆破等）
- ③ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃（炭素菌やサリンの散布等）
- ④ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃（自爆テロ等）

武力攻撃事態等への対処

避難

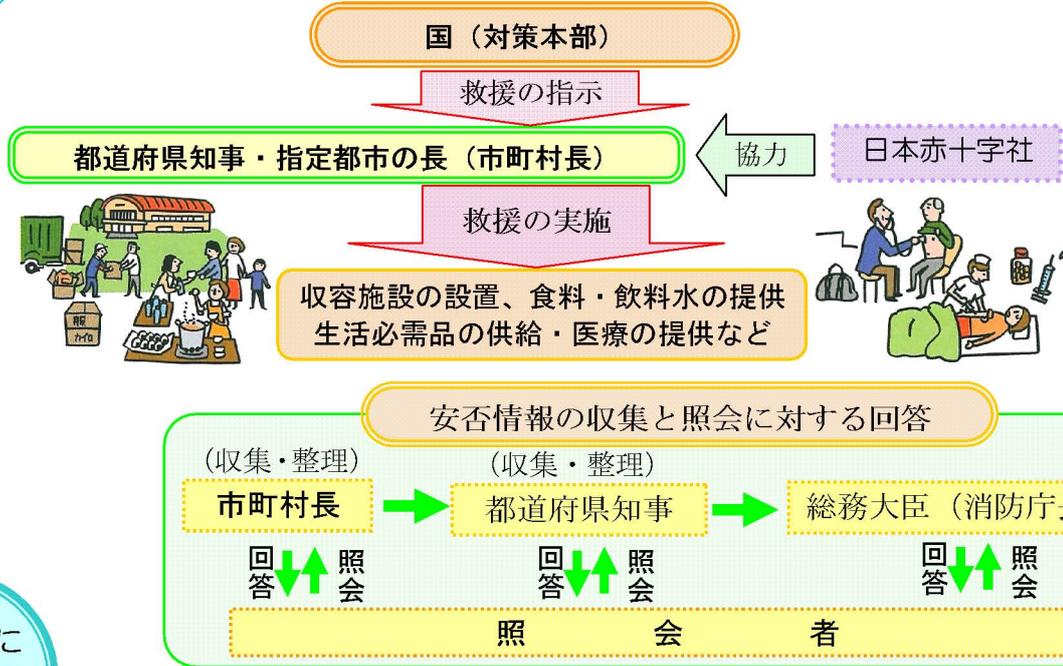
日本に対する武力攻撃が迫った場合、国はその情報を把握し、国民に警報を発令します。また、国は、避難の必要があると認めた場合には、避難措置の実施について都道府県知事に指示を行います。指示を受けた知事は、市町村長を経由して、住民に対し、避難の指示を行います。市長は、関係職員並びに消防等を指揮し、避難住民の誘導を行います。



救援

国は、避難した後の住民の生活を救援するため避難先を管轄する都道府県知事に対し、救援に関する措置を講ずるよう指示を行います。

都道府県知事は、市町村長や日本赤十字社等と力をあわせて避難所の設置や炊き出しなどの救援活動を行います。



武力攻撃に伴う被害の最小化

国・県・市町村は協力して、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために必要な措置を行います。

生活関連等施設（鉄道施設など）の安全の確保、警備の強化、立入制限などを行います。		警戒区域の設定を行います。区域内への立入制限及び禁止、退去命令を行います。	
危険物、毒物、劇物、高圧ガスなどの取扱所での製造等の禁止・制限などを行います。		消火、救急及び救助の活動を行います。	

- 警報が発令されたら
- ① 建物内に避難し、室内ではガス・水道等を止め、窓等から離れて座りましょう。
 - ② 落ち着いて情報収集に努めましょう。
 - ③ 避難の指示が出されたら、指示に従って落ち着いて行動しましょう。

日頃からの備え

地震などの災害に対する日頃からの備えとして、避難しなければならないときに持ち出す**非常持出品**や、数日間を自足できるようにするための**備蓄品**が各行政機関により紹介されていますが、これらの備えは、武力攻撃やテロなどが発生し、**避難**しなければならないなどの場合においても、大いに役立つものと考えられます。**家族全員で備え**ましょう。

※ 瑞穂市国民保護計画の作成に関し、皆様のご意見等を下記までお寄せください。



瑞穂市役所 総務部 総務課
 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地
 TEL:058-327-4111 FAX:058-327-7414
 E-mail:soumu@city.mizuho.lg.jp
 HP:<http://www.city.mizuho.lg.jp>

